

横浜地方裁判所委員会（第25回）議事概要

1 日時

平成26年11月27日（木）午後3時～午後5時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

裁判員制度の現状と課題～施行から5年を経過して～

4 出席者

（委員）阿部正幸，飯田直久，市村陽典，岩崎淳，海野信也，桝島洋美，齋藤佐知子，鈴木真由美，田村眞，时任和子，中鳩弘孝，中村周司（五十音順，敬称略）

（事務担当者）横浜地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，同総務課課長補佐，同課庶務第一係長

5 議事

(1) 開会及び所長あいさつ

(2) 新任委員の紹介

（新任委員）岩崎淳，桝島洋美，阿部正幸（任命順，敬称略）

(3) 説明者の紹介

横浜地方裁判所第6刑事部鬼澤友直部総括判事，横浜地方裁判所中越一英裁判員調整官，横浜地方検察庁吉田克久公判部副部長，横浜弁護士会妹尾孝之弁護士が説明者として参加

(4) 委員長代理の指名

委員長代理に第一順位として田村眞（横浜地方裁判所判事），第二順位として阿部正幸（横浜地方裁判所判事）が指名された。

(5) テーマに関する説明

① 裁判所説明

ア 中越裁判員調整官から評議室及び裁判員裁判用法廷の説明
イ 模擬証人尋問
ウ 鬼澤部総括判事から「裁判員制度の現状と課題～施行から5年を経過して～」と題して説明

② 檢察庁説明

吉田公判部副部長から「裁判員制度における検察官の立証活動」と題して説明

③ 弁護士会説明

妹尾弁護士から「裁判員制度の現状と課題（弁護士会の視点から）」と題して説明

(6) テーマに関する意見交換 （発言 ■委員長 ○委員 □説明者）

○ 分かりやすく説明していただき、身近で、自分にも関係があるテーマで親しみを持ってお話を伺うことができました。裁判所に御説明いただいた部分で、裁判員の皆さん方が、裁判員になる前は8割以上の方が消極的だったけれども、後では96%が「やってよかった」と回答されたという、劇的な変化の数字が出ていて、いろいろなアンケートやお話を「良い経験になった」ということなのだと思いますが、どういうところが良い経験になったという結果につながっているのか、教えていただきたいと思います。

□ 裁判員の皆さん方が一様におっしゃるのは、「これほど真剣に物事を考えたことがない。」ということです。裁判員を経験される前は、一人の人生を大きく変えてしまうような結論を出さなくてはならないと、本当に自分ができるのかと、不安に思っている方がいますが、みんなで智恵を出しながら徹底的に議論し、もうこれ以上ないぐらい、絞り込んで議論するものですから、「これはいい」という意見になるのだと思います。

また、新聞の見方が変わった、つまり社会的な事象、裁判がどういう手続で進むかということが分かって社会の見方が変わったと言う方もたくさんい

らっしゃいます。

- 調書裁判から直接主義という話がありましたが、文字で見ているよりも実際に見ること、視覚とか聴覚で入ってくるものというのは非常に大きいということを、この場で非常に強く思いました。

裁判員の方は、日常にないことを経験され、積極的に個人情報をしゃべるということより、例えば、結構なストレスを持って家に帰られて、家族にちよつとそれを言いたくなるようなことはあるかと思うのですが、個人情報はどういう形で裁判員から外へ出ないように保護されているのかということと、感情的に直感的に判断されるとか感情に流されやすいとか、いろいろな性格であったり、これまでの経験であったりとか理解力だとか、いろいろな裁判員がいらっしゃり、裁判官が審理されるときの、まとまらないみたいな御苦労がおありかなと思うのですが、いずれも差し支えない範囲でお聞きできればと思います。

- 個人情報の保護について、裁判に関係する資料は、裁判員がとったメモを含めて資料などは評議室に全部置いて帰っていただくということで、漏れることを防止しています。また、裁判員の皆さんには最高6か月の懲役という、刑罰を伴う守秘義務を負っています。この義務の点もあらかじめ裁判長から裁判員に説明していますので、個人情報を漏らすことはないのではないかと考えています。

第2点目について、私も裁判員裁判が始まるまでは、一般市民の方は感情に流される、「ぶれ」が出るのではないかなど心配していました。しかし、実際やってみると、裁判員の皆さんには非常に賢明で、感情による「ぶれ」はそれほど大きくなく、驚くほど冷静な判断をされているなというのが私の印象です。

- 2点目ですが、弁護人の立場から見ても、判決が過度に感情的な理由で影響を受けた思われるような事例は、ほとんどないという印象を持ってい

ます。

■ 個人情報の保護の問題については、一般の方が参加する刑事手続として検察審査会という制度もありまして、同じ問題があります。刑事裁判の資料は、プライバシーの塊のようなものなのですが、何のためにそれがそこにあるのか、それが漏れたらどういう影響があるかを最初にしっかり考えていただく機会があると思います。そのような情報があまりにも多くまとまっているということで、逆に、個人情報の保護という点をしっかり考えていただいているのかなと、認識しています。

○ 裁判員制度は、やってみると、やはり日本人らしく真面目にきちんとされていて、いいことだったのだなということと、まさに法廷の訴訟活動が劇的に変化したと、公判が短くなるなどプラスの効果があったのだなということで、これはこれでうまくワークしている制度なのだということを強く感じました。

市民が裁判に参加するという部分については、私にも経験があります。アメリカにいた時に州の下にある郡レベルでの「家主・賃借人間争議解決機関」の会合をみたことがあります。結論を出す人たちが本当に一般の市民の人たちで、仕事を持っているので夜6時ぐらいから始まり、夜中の12時ぐらいまでかかってやっていました。法律の分野は、やはりなかなか素人が入りにくいところですが、個人が参加していく、市民として主体的に参加していくというのは本当に意義があることだと思いました。ただ、二つ目の感想なのですが、プレゼンの内容でかなりの程度、心証が決まっていくというような話になってくると、申立人と相手方の構造的なプレゼン能力の磨き上げられ方の違いみたいなものは、もしかすると結構深刻な問題なのかもしれないと思っておりました。プレゼン能力を上げるために研修であるとか、知識と経験の共有を進められるというのは重要なことなのだと思った次第です。

質問ですが、公判の準備について、検察官がより積極的に証拠を開示する

ようになったというお話が弁護士の方からありました、それまではどうだったのでしょうか。

それから、このような委員会形式での結論を出す方式は多分いろいろなバイアスがかかってくるものだと思います。大勢に従いますというような特に日本人はその傾向が強い気がするのです。ただ、そういう中でもけんけんがくがくの意見が出てきますというお話を伺ったわけですが、とはいえ、なかなか意見を積極的に言わない人もいて、そういう中で決まっていったりするということもあるのではないかという気もします。その辺りの実情がどうなのでしょうか。

三つ目は、この制度が入ってきた一つの背景に、何かとんでもない結論を出す裁判官がいたみたいな、そういうしたものもあったような気がするのですが、裁判官サイドから見て、この裁判員制度が入ったことによって裁判官自身の判断の仕方とか、あるいは素養であったりとか考え方であったりとか、個々人のところに、どういった影響があったのでしょうか。

- 檢察官が証拠を広く開示するのは、公判前に争点を整理するという大きな役割があり、そのためには当然証拠を出さなければならなくなる、必然的に広く証拠開示するという流れになっているわけです。従前でも、第1回公判から始まって、2回、3回と公判審理が進む中で争点が顕在化する場合には、その都度検察官の方で必要な証拠を請求したり開示したりすることはありません。
- 弁護士の立場から言わせていただきますが、証拠開示の規定ができる前はどうかというと、基本的には、検察官が裁判に出す予定の証拠は見せてもらえるのですが、それ以外の証拠は基本的には出てこない。弁護人は見られませんでした。有罪、無罪が逆転するような重要な証拠が、実は検察官が持っている証拠の中にあったというケースもありました。また、例えば誰か証人が出てくる予定なので、その人がどのような話をしていたのか知りたいとし

て捜査の初期の供述調書の開示を求めて出てこないこともありました。今は、そういうものは証拠開示の対象になっているので、開示請求をすれば出てくるようになりました。従前は証拠開示の点でかなり苦労したという記憶が残っています。

- 従前は、証拠開示をめぐって検察官と弁護人が激しく対立することがままありました。証拠開示をするかしないか、その点について裁判所はどう裁定するかをめぐって、審理が長期にわたってストップすることも、深刻な事件においてはありました。そのような点が大幅に改善されたという意味で、証拠開示制度は、裁判所から見ても非常に有益なのではないかと考えています。
- 評議の中では、口下手な人もいれば、よくしゃべる人もいることは、間違いない話です。私の場合、評議の最初はフリーディスカッションをして論点の洗い出しをやりますが、その場合はしゃべる人はしゃべるし、しゃべらない人はあまりしゃべらないということもあります。しかし、その後、論点ごとに議論していく場合には、まずは順番に当てていって意見を言っていただいております。もし、答えが詰まった場合にはパスを認めて、次に答えていただいております。その中で自然発生的に議論が盛り上がっていけば、議論の流れに任せるというやり方をしています。評議の初めに当たって裁判員の皆さんには、私からは、公平な裁判を心掛けてくださいということと、それから、悔いのない裁判を心掛けてくださいという、二つのお願いをします。公平な裁判というのは、自分が公平に考えるというだけではなくて、人の意見を聞いて、もしそちらの方がいいと思ったら、いつでも乗り換えてくれということを言います。それから、悔いのない裁判をとは、具体的には、「恐らく裁判員の皆さんは、統計的に見て、一生に一度、裁判員を経験するかしないかだと思います。もし自分の意見がみんなの意見と違っていて、みんなの意見が違うから自分は意見を言わなくてもいいやと思って、そのまま自分の意見と違う判決になってしまった時に、家に帰った後、『あの時、ああ

言っておけばよかった。』という後悔の思いが生じるのではないのでしょうか。しかし、たとえみんなの意見が自分と違っていても、自分の意見を言ってみて、評議の場に乗せてみて、みんなで議論した結果、やっぱり違う結論だということであれば、それなりに自分で納得するでしょう。そういう意味で、悔いのない裁判を心掛けてください。』ということをお願いしています。後者のメッセージは、かなり裁判員の皆さんに受け止めていただいており、最後の評決をする直前には「私、悔いのない裁判をするために、一言言わせてください。」と言って、これまで言い足りなかったことも必ず言っていただけるようになります。それぐらい皆さんは真面目ですし、口下手な人でも一生懸命発言していただいていると思います。

- 私から3点お話をさせていただきます。まず、第1点、評議は議論を闘わせるディベートの場ではなくて、事件についての見方を交換する場だと私は考えています。これを、最初に裁判員の皆さんにお話しします。人間の目は二つしかないので、二つの目で見られることは限られています。裁判員の18個の目で見れば、二つの目で見るより多くのものが見えますよねと。それぞれの目で見たものを素直に出し合って交換すれば、事件の実相が見えてくるのではないかということがあります。現にそういうつもりでやっています。そうすると、議論ではないということで、自分の見方というのを素直に言いやすくなるのかなと考えています。2番目に、私は順番に当てるようにしています。「どなたか意見ありますか。どなたかお話しください。」と言うと、どうしても、しゃべる人が偏ってしまうのですから、私は必ず順番に聞くようにしています。3番目に、最初に「飛び乗り、飛び降り、勝手放題」ということを申し上げています。ある意見に賛成して飛び乗っても、「やめた」と飛び降りるのは自由ですよと。意見を変えることを全然ちゅうちょすることはないと。自分の意見にとらわれずに自由に述べ、自由に意見をえてくださいということを申し上げています。この3点を心掛けるこ

とによって、ほとんどの方から自由な発想のお話をさせていただけているのではないかと考えています。

■ 裁判員裁判の導入によって、裁判官が従前の裁判とどういうふうに自分自身が変わっていった部分があるかということについてはいかがですか。

□ まず、裁判員制度導入の背景ですが、ほかのヨーロッパ、アメリカ諸国では、裁判官に対する不信感からこういった国民の司法参加が導入されたという歴史的な経緯があります。しかし、我が国はそういう制度ではありません。もともと裁判官に対する信頼度は極めて高いものがありました。にもかかわらず、「先進諸国がみんなやっているから、やっぱりこういう制度は導入した方がいいんじゃないかな。」という議論がずっと昔からあって、司法制度改革審議会がきっかけとなり、この考えが広がったというのが、この裁判員制度導入のきっかけです。この導入に当たって裁判所はどう考えたかといいますと、この制度を導入したことを見つかけに、本来の裁判、法廷で勝負を付ける裁判を取り戻そうと、そして、国民に対して分かりやすい裁判を実現しようということを考えました。裁判官自身の判断の仕方は、基本的には変わっておりません。けれども、裁判員裁判を体験して下した判決というのは、国民が後ろに立って判決をしているという充実感が裁判官の方に生まれたなという感じが致します。

○ 裁判員制度の導入によって、法律の専門家でない国民、市民にとって分かりやすい裁判が行われるようになったということは、評価したいと思っています。先ほど、感情に流された決定や判決があまりないとお話しもありましたが、過去の報道によると、特に幼児虐待死事件などでは、検察側の求刑をはるかに超える判断が出されて、最高裁でそれが修正されるというような事例もあったやに聞いており、市民感覚をどこまで尊重するか、やはり非常に難しい問題があるのかなと思っています。過去の判例と裁判員が出した量刑の問題について裁判官は余りリードしてはいけないという非常に微妙な問

題があるのかもしれません、量刑、例えば、懲役何年が適当なのか、それから、執行猶予は付けるのか、付けないのか、専門家ではない裁判員には分からないので、その辺りをどのように裁判官が評議を進めていくのか知りたいです。

- 評議をするに当たって、市民感覚を生かすことはもちろん大切ですが、法律の枠組みの中で生かしていただかなければいけないと思っています。裁判官が法の枠組みについてきちんと説明することが必要であり、その中で対等に議論することになると思います。裁判官は説明すべき事項と、対等に議論すべき事項をきちんと峻別する必要があるのではないかと思います。刑法の刑の重さに対する考え方は、法律、刑法の解釈ですから、量刑に当たって裁判官が枠組みとして説明しなければいけません。刑法では、したことに応じて、したことの重さに応じて刑の重さを決めましょうという立場をとっています。これを行為責任主義といいます。これは同時に、したことに応じて公平に刑の重さを決めましょうという、公平性の原則も含んでいます。どの裁判体が裁判したかによって刑の重さが大きく変わったら、不公平で、裁判制度は国民から支持されなくなりますから、公平の原則はそれ自体が重要な原則です。これらについて、私は、一方的ではなく、裁判員の皆さんと一緒に考える立場で説明しています。「皆さん、殺人罪を例にとって考えてください。殺人罪の刑の重さを考える時に、どういう要素を重視しますか。」というふうに聞いていくと、刑法の解釈で出てくるのと同じような意見が出てきます。刑法の枠組みの中で、要素をどう評価するかについては対等に議論しつつ、刑の重さを決めていくのが今の量刑評議の実情と考えています。
- 事件に応じて、それぞれある種の類型があり、類型ごとに裁判所の中にデータベースがあります。そのデータベースのグラフなども参考にしながら、「公平性も一つの正義ですよ。そういう正義の要素も考えながら量刑を考えてください。」というと、皆さん、非常に真剣に公平性というのを考えて

いただけます。そういう点を悩みながら評議をしていく過程の中に、皆さんのが充実感があるのではないかと思っています。

○ 私は裁判員の方に「国家が被害者に代わって公のペナルティーとして科するのが刑罰です。だとすると、皆さんに考えていただく刑の重さというのは、単なる個人的な感情や感覚で決めてはいけませんよね。やはり多くの人から納得してもらえるような客觀性を持たなければいけないのでないですか。」と申し上げています。そうすると、客觀性を担保するため過去の裁判例を参考にせざるを得ませんよねと、大体納得いただいている実情です。

○ 今日、例示していただいた事案は、おおむね事実関係については争いがないものですが、事実認定は裁判の実際の判断では非常に大きな要素を占めると思うのです。その中で、裁判官が書証を読み込んでというやり方が変わったことによって、事実認定のやり方とか、判断がどのように変わってきていくのか、あるいは、それが変わらない方がいいのか、裁判所でどういう御努力をされているのかお伺いしたい。

それから、証拠開示のお話がありましたが、その中で、検察の取調べに関しては、録音、録画が実際に始まっていると思いますが、裁判の過程で、実際に利用されたりする事例はどのようなものがあるのかお伺いしたい。

また、この裁判員裁判が導入されて、判決の内容、実際の判決は変わったのでしょうか。実際に変わったことが、導入の趣旨に沿った変化なのかどうか、あるいは、法曹それぞれのお立場で、どう評価されているのかと教えていただければと思います。

○ 事実の認定に関して、基本的な手法そのものは変わっていないと思います。ただ、判断の材料となる証拠は明らかに少なくなっています。精密司法から核心司法に変わってきたのではないかと思います。従前の刑事裁判は細かすぎたと思います。検察官は詳しい、細かい証拠を出し、それに対して、弁護人が重箱の隅を突くような反証をし、裁判官は、記録を読み込む。じっくり

読み込んで、細かい点について思い巡らせ、長い判決を書くと。100枚、200枚という判決もざらというのが従前の裁判でした。それで良いのか根本的に反省し、今のようなやり方に変わってきてているのだと思うのです。私は今のような核心司法は正しい方向を向いているのではないかと思います。それによって事実認定の精度が下がったとか、誤判の危険性が出てくるということは全くないというふうに考えています。

- 証拠自体が核心的なものになってきて、法廷で見た証拠に基づいて皆さんで議論をしていただくことになるので、判決の内容はおのずからポイントに絞られたものになってきています。いまだに長い判決もないことはないですが、これは非常に少数で、恐らく今後は、非常に絞られた判決に変わってくるのではないかと思います。

量刑の方ですが、最高裁が裁判員制度導入後に、3年目検証として検証したものがあり、それによると従前、裁判員裁判とでそれほど大きくは変わっていないのですが、性犯罪については、重くなっている傾向があるというレポートがあります。

- 檢察庁での取調べの録音、録画が法廷で使われることは極めて例外的です。検察官が請求することははあるのですが、そこまで行かずに決着が付いて判断しているというのが大部分だと思います。私の経験では、被告人の責任能力、精神状態が争われた事件で、犯行から間もない検察官の取調べの時にどういうような精神状態だったのかということを知る資料として、取調べのDVDを調べたという例が1件あるだけです。

- 録音、録画をする目的は、その供述が任意にされたものなのか、あるいは、供述自体が信用できるものなのかを立証するためです。特に、これまで被疑者、被告人の自白調書が法廷に出るに当たって、その任意性の有無が刑事裁判の過程ではいろいろ争いがあって、それをどう立証するのか、検察官に立証責任があるので、取調べ官を証人尋問して例えば、「脅してはいませんよ。」

とか、「利益誘導的なことは言っていませんよ。」とかを立証し、弁護側としては、「そうじゃなくて、こんなことを言ったんだ。」と主張するなどして、かなり激しいやりとりをしていました。そういう水掛け論みたいなところが正直言ってあったのですね。現在は、確かに原則裁判員裁判、それ以上のものについても現在試行していますが、水掛け論的な争いは、完全かはともかく、おおむね解消できるのではないかと考えています。取調べの録音、録画を証拠に提出して任意性ないし信用性を立証した例は全国的にあるので、そういう意味で有益な制度だというふうに思っています。

- 司法制度改革は1990年代の終わりから始まったということで、考えてみれば90年台の始めから政治制度改革があって、その後、行政改革、司法制度改革があったというふうに思って、やはりその民主化という部分の関係があるのだと、おっしゃる方がいらっしゃるという御説明がありました。確かに市民感覚のある司法と、多分、政治も市民感覚のある政治というものが問われているのですが、市民感覚とか、民主化とか言えば言うほど、それは大衆化につながる、民主化というのは、対極に専門化があって、司法はその最たるものだと思うのです。だとすると、司法というものを民主化、大衆化という対極に持っていこうとするのは、すごい御努力があると思うのです。この制度が導入されてから、業務の負担というかお仕事の量が、裁判所側、検察官側、弁護士側それぞれどうかというところと評議された内容は、具体的に記録されるのかについてお聞きしたい。
- 統合捜査報告書というものを裁判員裁判ではよく作ります。今まで警察や検察庁でつくった証拠をそのまま、証拠としていましたが、非常に細かくて詳細なもので裁判員にとっては、そういう証拠を見せられても読めないし理解できることもあるので、裁判員に理解できるよう、幾つかの証拠をとりまとめて分かりやすい証拠をつくるという作業が一つ増えており、これがなかなか労力的には大きいところです。

それから、これまで書証だけで立証していたところを、裁判員に分かりやすくするため、捜査段階で供述調書も作っているのですが、その人に証人として法廷に来てもらって証言してもらう「人証化」を行っています。供述調書を作っている時は事件が起きて間もない時ですが、実際に裁判が始まって証言してもらうのは、事件から1年も2年も経っていることもあります。また、証言の内容は、非常に要点を絞ったものでなければならない。1時間も2時間も証人尋問をするわけにはいかないですから。そうすると、時間が経過した中で、本当に要点だけに絞った証言をしてもらうためには、それなりの時間をかけて記憶を喚起してもらい、証人尋問の時もてきぱきと答えられるように、打合せをしなければいけないということも、検察官として非常に労力が増えている点かと思います。

ビジュアル化したメモというのも、従前は、専門の法律家ばかりなのでつくる必要がなかったわけですが、分かりやすいように、これを毎回つくるということも、一つ増えた労力の点だと思います。

- 弁護士の場合は、裁判員裁判の事件自体を持っていることがそれほど多くはありません。法廷で分かりやすく伝える配慮は必要になるので、業務量自体は増えているはずですが、仕事全体から見ると一部の事件の業務が少し増えたという程度なので、それほど大きな影響はないかと思います。ただ、これだけ短期の間に審理を集中的にやる事件というのはほかにありません。民事の裁判とか、裁判員裁判以外の刑事裁判では、飛び飛びで期日が入り、その期日の間に準備を進めるというペースです。その中に短期集中で審理をやる事件がボンと入ると、ペースが違うので、裁判員裁判の公判前後の仕事のやりくりがちょっと大変になることがあります。
- 3日間の集中審理の翌日にはもう弁論を書いてという形になり、その間は本当に他の仕事ができないので、掛かってくる民事事件の電話や書かなければならぬ書面とかを考えると、短期で終わってしまうのは楽なんですけれど

ども、一件の刑事事件の負担としては大変なのかなと、専従できないというところがあります。

- 量的なものもそうですが、プレッシャーはかなり違います。一般の刑事事件に比べると、プレゼンもやらなければなりませんし、傍聴の方も多いし、また裁判員に対する関係でいろいろな用意をしなければならないことになります。一般的の刑事事件に比べるとプレッシャーの量がかなり違うイメージを持っています。だから、精神的な負担も少しはあるのかなと思います。
- 負担の質が違いますね。従前の裁判では、分厚い記録がロッカーハードにあらざるという事件もあり、分厚い記録を読み込み、長い判決を書くという負担でしたが、裁判員の場合はそうではなく、法廷の拘束時間が長くなり、その間、他のことができなくなる負担はあります。また、評議にたっぷり時間をとりますので、その負担があります。

しかし、審理、評議が終わると、後は簡潔な判決を書けば終わってしまいます。判決を書く部分では、はるかに、負担が軽減されるということです。

私は、従前の分厚い記録を読んで長い判決を書くより、今の裁判員裁判の方が適切であろうと考えています。ですから、裁判員裁判の審理や評議をあまり負担には感じていません。

- 評議の内容は記録にとっていません。ただし、評議に基づいて判決を書く必要がありますので、ポイントはメモしています。
- ありがとうございました。議事としての協議はここで終わらせていただきたいと思います。

(7) 次回のテーマ及び開催日時

ア 次回のテーマ

「子の引渡しの強制執行」

イ 次回の開催日時の決定

平成27年5月21日（木）午後2時～午後4時30分

以 上